

「南相馬みんなの遊び場」の概要について

1 みんなの遊び場（プロジェクト）について

みんなの遊び場は、(株)Tポイント・ジャパンが主となり、東日本大震災被災地支援として行っているプロジェクトで、被災地に児童館や遊び場をつくり、子どもたちや地域の方が利用することで、笑顔が生まれる場所となっている。

2 これまでの経緯

○平成26年度

- 4月 福島県を通じ、(株)Tポイント・ジャパンより砂場のある屋内遊び場を南相馬市内に建設し、寄贈したい申し出があった。
- 5月 震災後、原発事故の不安から、屋内遊び場に対する需要が未だにあること、本年3月に整備した全天候型の遊び場（わんぱくキッズ広場）と合わせ、市内の遊び場が充実されることから受贈する旨伝える。なお、鹿島区には屋内遊び場が無いことから、鹿島区の市有地に建設することとする。
- 6月 市議会全員協議会にて、鹿島区に受贈する旨承認。
- 7月 ・鹿島区地域協議会にて、鹿島区に受贈する旨承認。
・(株)Tポイント・ジャパンによる記者会見「副市長出席：東京都」

○平成27年度

- 7月 (株)Tポイント・ジャパンによる着工式を鹿島区建設地で行う。
- 8月 市による外構工事を着工。
- 12月 当初平成27年中の完成を見込んでいたが、工期の遅れから平成28年4月20日竣工予定となる。

3 施設の概要

□構造：木造平屋建（建築面積：153.34㎡） ※平面図は、資料3のとおり

□内訳：

区分	面積	区分	面積
オープンスペース	128.33㎡	(内 砂場)	44.20㎡
事務室	6.50㎡	親子トイレ	4.80㎡
トイレ1	3.13㎡	トイレ2	2.95㎡
授乳室	2.92㎡	倉庫	2.69㎡

※ 砂場に用いる砂は、不純物を取り除いた精製砂（珪砂99.8%）で、清潔で安心な純白な砂（ホワイトサンド）を使用する。

□備付け：屋外デッキスペース（87.78㎡）

4 条例制定の内容

- 名称：南相馬みんなの遊び場
- 位置：南相馬市鹿島区鹿島字広町13番地
- 休館日：毎週水曜日、12月29日～1月3日
- 開館時間：午前9時～午後4時30分
- 使用者：小学生以下及び保護者

■使用料：無料

■施行日：受贈の時期が明確でないため、条例では公布の日から3か月以内とし、工期及び受贈の日程調整の上、規則で定めるものとする。

5 利用対象者

主に4, 5歳～小学校低学年を想定（未就学児は、保護者同伴）

6 開所日について

建築主の㈱Tポイント・ジャパンから引き渡しを受けた後、4月下旬から5月上旬に開所としたい。

7 運営体制について

運営については、男女共同こども課直営とし、臨時職員3名（週4日）を雇用し、交代制で常時2名の職員配置とする。

8 想定利用定員について

約30世帯

※算定根拠 オープンスペース（128.33㎡）から、移動に係る床部分約40㎡を差し引いた面積を基本として、保育所遊戯室基準1歳児3.3㎡を1世帯として準用した場合。

※ただし、混雑し運営上支障がある場合は、入場制限をとることもあり得るが、屋外デッキスペース（87.78㎡）も適宜活用し運営する。

南相馬市条例第 号

南相馬市みんなの遊び場条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、屋内における子どもの遊び場を提供し、子どもの健全な育成を図ることを目的として、南相馬市みんなの遊び場（以下「遊び場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬みんなの遊び場

位置 南相馬市鹿島区鹿島字広町 13 番地

(休館日等)

第 3 条 遊び場の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 休館日 水曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(2) 開館時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(使用者の範囲)

第 4 条 遊び場を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 小学生以下の者及びその保護者

(2) その他市長が適当と認める者

(使用料)

第 5 条 遊び場の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遊び場の使用を禁止し、退去を命じ、又は入場の禁止を命じることができる。

(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を滅失し、損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 館内で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をしないこと。
- (4) 危険な遊戯をし、又は公衆の使用に支障ある行為をしないこと。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (6) 動物を持ち込まないこと。
- (7) 物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 秩序及び風紀を乱さないこと。
- (9) その他職員の指示に従うこと。

2 市長は、前項各号の規定に違反している者に対しては、その行動の中止、又は退去を命じることができる。

(損害賠償)

第8条 遊び場の施設、設備等を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

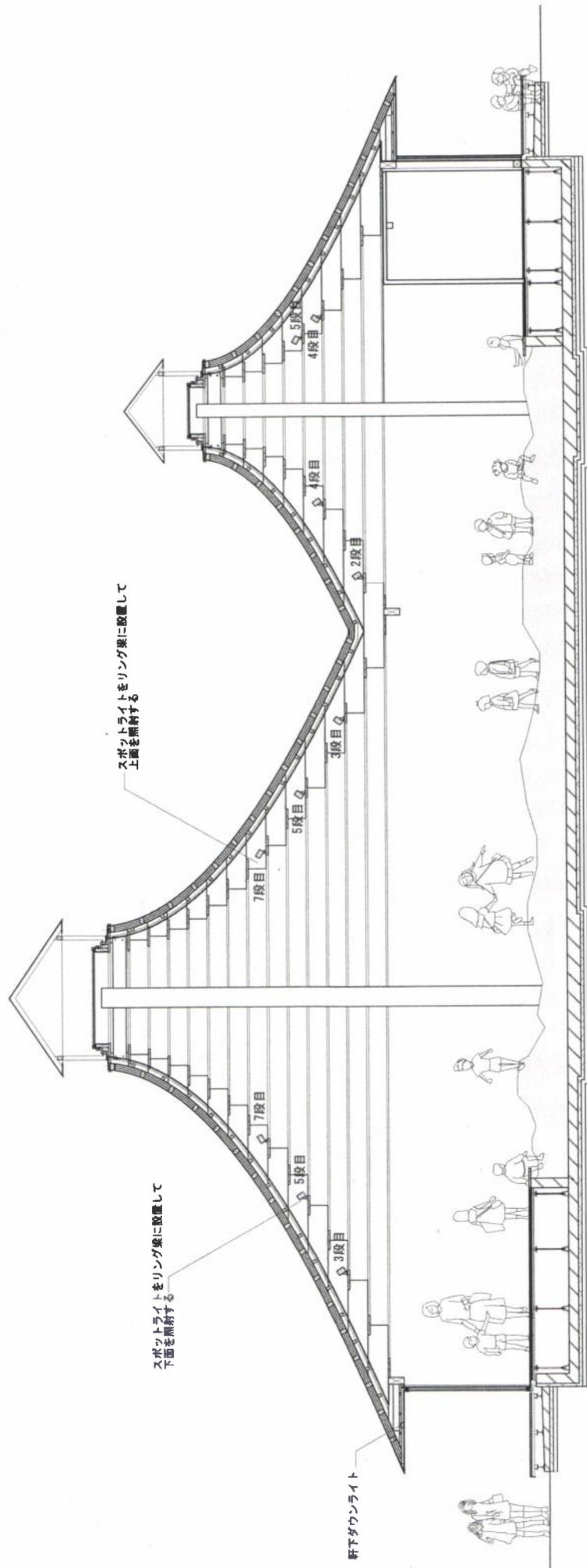
第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第10条 第6条又は第7条第2項の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める。



伊賀重雄建築設計事務所 コンチンポラリーズ・東京工業大学術源研究堂	株式会社 コンプポラリーズ 〒231-0302 神奈川県横浜市中区北林通 4-7 松風ビル4F 1 階 電話 045-221-1144 2 階 045-221-1145 1 階 建設業 第2101744号 2 階 建築業 第10222号	工事名称	南相模みんなの遊び場プロジェクト	図面縮尺	1/60	図面番号	照明番号
		図面名称	照明イメージ	日付	2015.09.01	A	42

「南相馬みんなの遊び場」 完成イメージ



「外観」 正面入口



「内観」 間取り



「建設状況」

H28.2.3現在



H28.1.14現在



H28.1.14現在